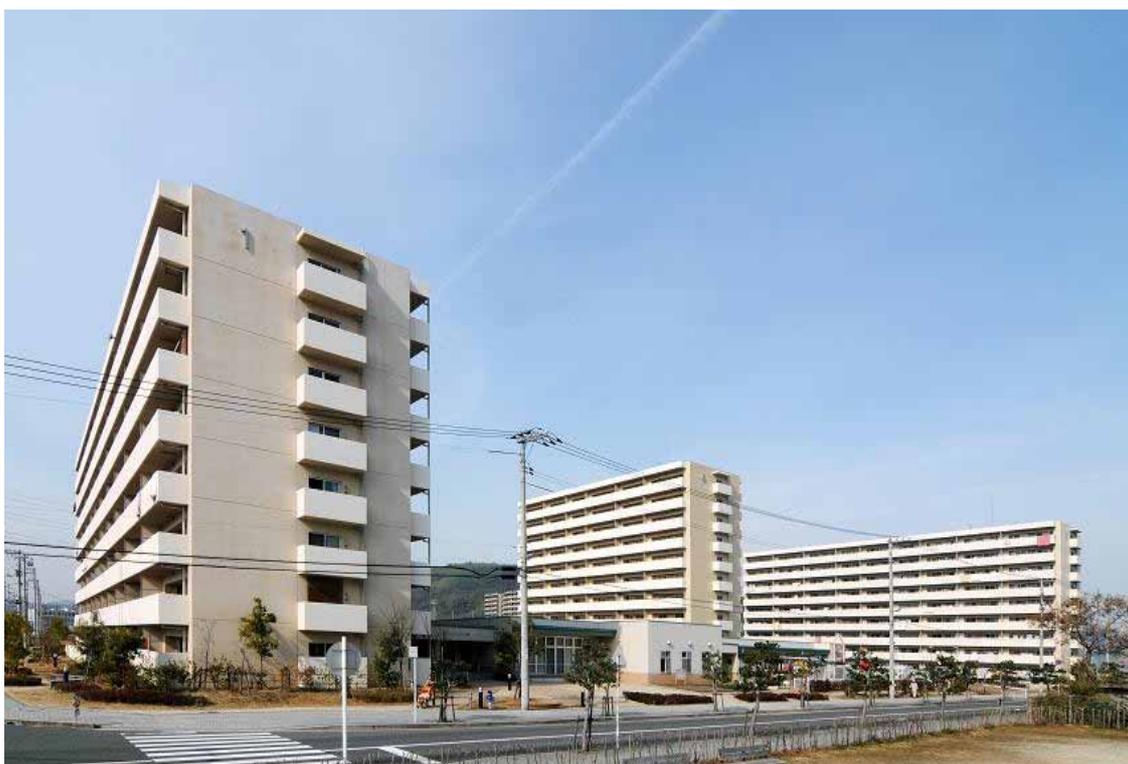


第11章 住宅



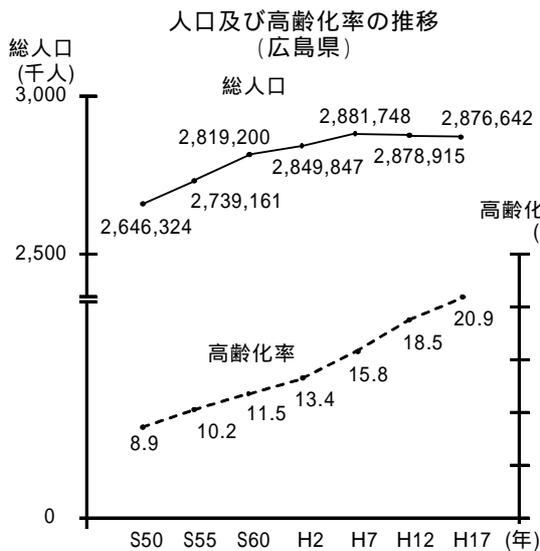
県営坂地区住宅整備事業(安芸郡坂町)

1 住宅事情の概要

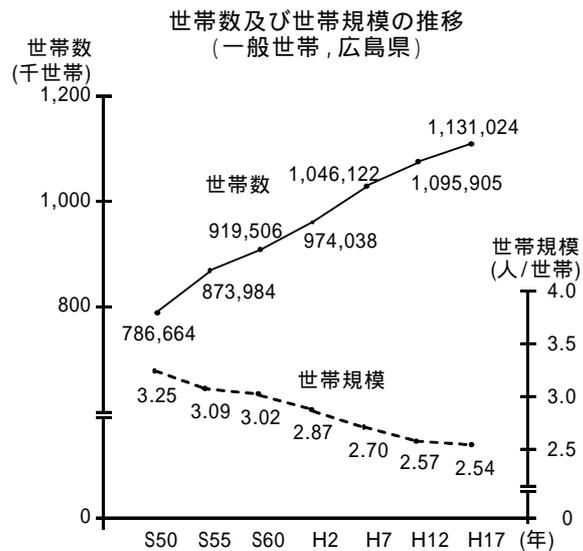
(1) 人口及び世帯数の推移

平成 17 年の国勢調査では本県の人口は約 2,877 千人となり、人口減少局面を迎えている。このうち 65 歳以上の高齢者の割合は 20.9%と上昇傾向にあり、全国値を 0.8 ポイント上回るペースで高齢化が進行している。

一方で平成 17 年世帯数は約 1,131 千世帯(一般世帯)で、一定の増加傾向を維持している。これは、世帯規模の縮小に伴うもので、1 世帯あたり人員は、平成 17 年で 2.54 人/世帯となっている。



注-1: 国勢調査による。
-2: 高齢化率は全人口のうち65歳以上の人口の割合。

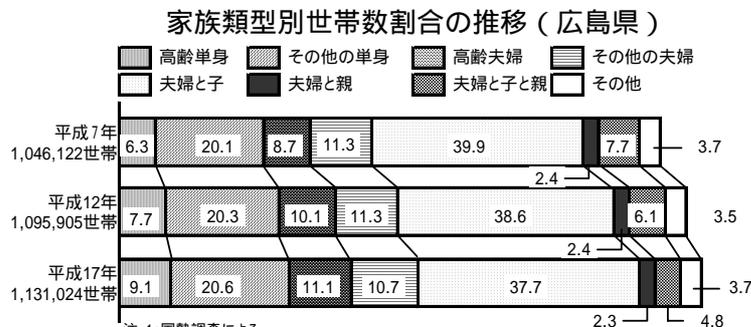


注-1: 国勢調査による。
-2: 世帯数、世帯規模は一般世帯数。
-3: 昭和50年の世帯数は、普通世帯及び単身の準世帯。

(2) 世帯の動向

世帯の動向について、家族類型別世帯数割合の推移をみると、単身世帯、夫婦世帯等少人数の世帯の割合が高まりつつある。

特に高齢単身及び高齢夫婦世帯の割合は、平成 17 年で合わせて 20.2%で、平成 7 年以降 10 年間で 5.2 ポイント上昇しており、今後、これらの高齢者世帯の増加に対応した住宅対策が重要な課題となる。



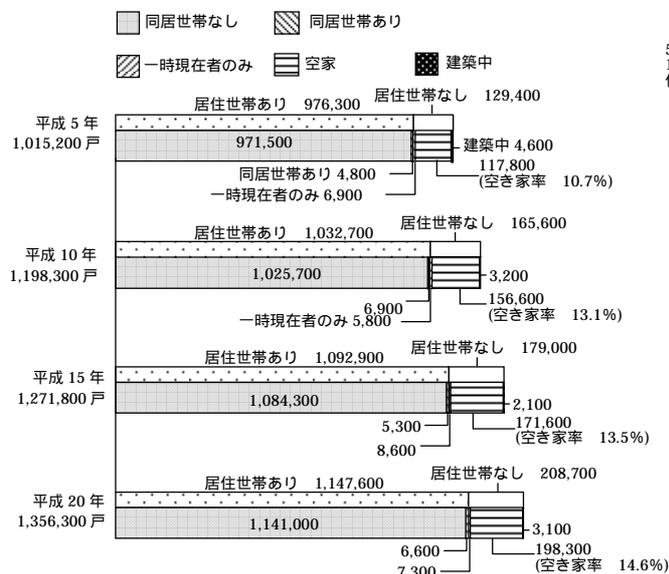
注-1: 国勢調査による。
2: 世帯数は一般世帯。
3: 夫婦と子には、片親と子を含む。
4: 高齢夫婦は、片方または両方が65歳以上の夫婦。
5: その他の世帯は、他の親族を含む世帯、兄弟世帯、非親族世帯など。

(3) 住宅数の推移

本県の住宅数は、平成 20 年時点で約 1,356 千戸あり、増加傾向にある。

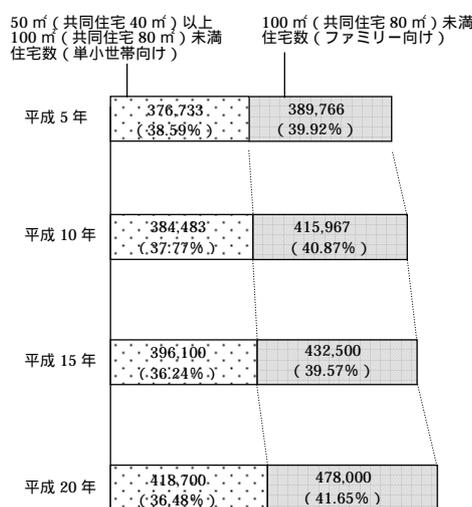
このうち空き家は約 198 千戸で、空き家率は 14.6% であり、増加傾向にある。

図 住宅数の推移（広島県）



注 1：平成 5 年は住宅統計調査，平成 10 年～平成 20 年は住宅・土地統計調査による。
注 2：抽出調査のため，図注数値は合計値と一致しない。

図 規模別住宅数の推移（広島県）



注 1：平成 5 年は住宅統計調査，平成 10 年～平成 20 年は住宅・土地統計調査による。

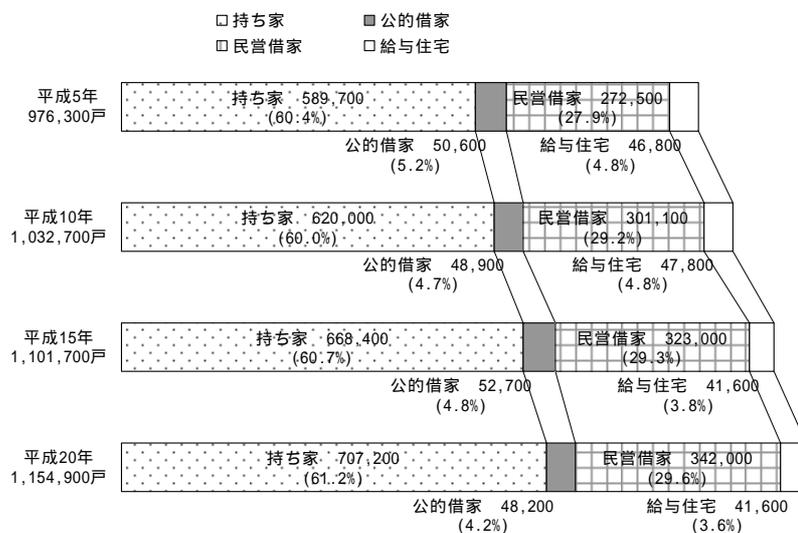
(4) 住宅の所有関係

住宅の所有関係別割合は、平成 20 年時点で持家 61.2%、公的借家 4.2%、民営借家 29.6%、給与住宅 3.6% で、借家合計では 37.4% となっている。

これを平成 5 年時点と比較すると、持家の割合が 0.8 ポイント上昇しているが、これは持家の増加率（15 年間で 19.9% 増加）が借家（同 16.7% 増加）を上回ったことによる。

また、全国平均と比較すると、持家の割合は同じであるが、公的借家の割合が 1.8 ポイント低くなっている。

図 住宅の所有関係別主世帯数及び割合の推移（広島県）



注 1：平成 5 年は住宅統計調査，平成 10 年～平成 20 年は住宅・土地統計調査による。
注 2：割合は主世帯数に対するもの。
注 3：抽出調査のため，図注数値は合計値と一致しない。

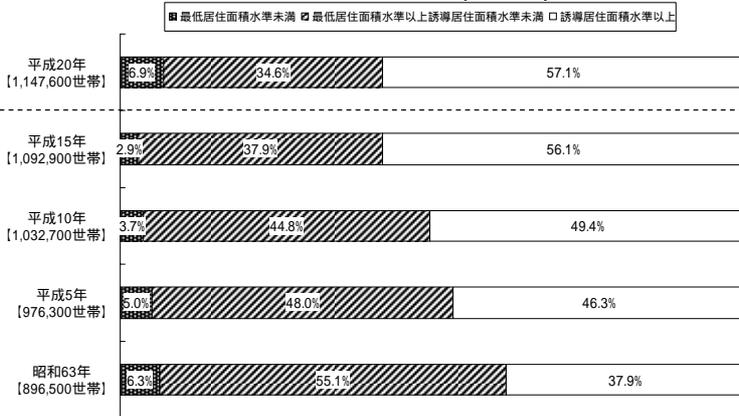
(5) 居住水準

居住面積水準の状況は、平成 20 年時点で最低居住面積水準未達世帯の割合が 6.9%，最低居住面積水準以上誘導居住面積水準未達 34.6%，誘導居住面積水準以上 57.1%となっている。（最低居住面積水準・誘導居住面積水準については、住生活基本計画に定める水準による。）

居住面積水準の状況を住宅の所有関係別にみると、持家については誘導居住面積水準達成率が 76.4%と高いが、借家は最低居住面積水準未達世帯の割合が、公的借家 11.4%，民間借家 18.8%，給与住宅 14.6%と高く、借家の居住面積水準の向上を図ることが大きな課題となっている。

平成 15 年までの住宅建設五箇年計画による居住水準の状況と比較すると、最低居住面積水準未達世帯の割合が 4.0 ポイント上昇している。これは住生活基本計画による最低居住面積水準の面積増加も一因と考えられるが、特に民間借家に占める最低居住面積水準未達世帯の割合の高さは、愛知県等を上回り、全国 6 位となっており、一層の向上を図る必要がある。

居住面積水準状況の推移 (広島県)

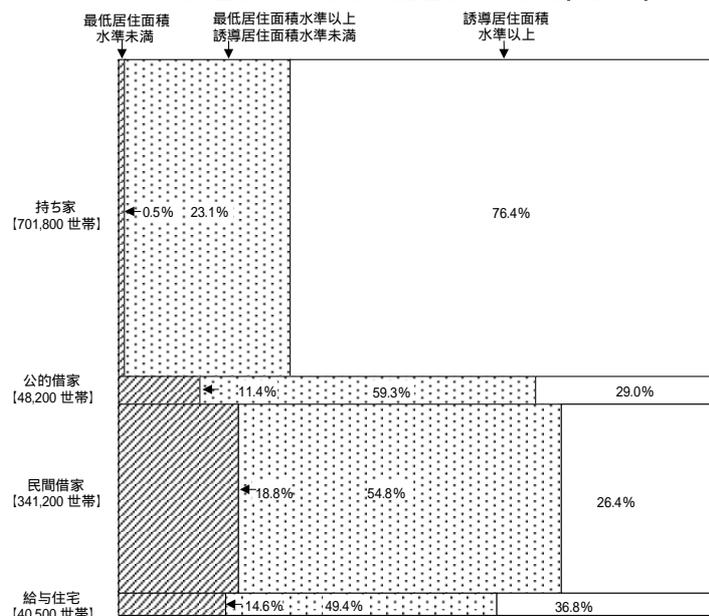


住生活基本計画による居住面積水準

住宅建設五箇年計画による居住水準

- 注 - 1：昭和 63 年～平成 15 年の数値は、住宅建設計画法に基づく住宅建設五箇年計画に定める居住水準及び誘導居住水準による数値とした。住生活基本計画に基づく水準と比較すると、後者の水準面積が増加しており、特に単身者の最低居住面積水準が 18㎡から 25㎡に増加している。
- 2：昭和 63 年及び平成 5 年は住宅統計調査、平成 10 年及び平成 15 年は住宅・土地統計調査による。
- 3：割合は、主世帯数に対するもの
- 4：昭和 63 年の誘導居住水準は、共同住宅は都市居住型、その他は一般型で集計した。
- 5：抽出調査のため、図中数値は必ずしも 100%にはならない。

図 住宅の所有関係別居住水準の状況 (広島県)



- 注 - 1：平成 20 年住宅・土地統計調査による。
- 2：割合は所有関係別の総和に対するもの
- 4：抽出調査のため、図中数値は必ずしも 100%にはならない。

(6) 住宅着工の動向

ア 住宅着工戸数の推移

平成5年に数次にわたる経済対策や金利等の低下によって過去20年間で最高の住宅着工戸数を記録したが、その後借家を中心とした需給調整が続いたため、着工戸数は減少している。

平成8年に景気対策として超低金利施策が実施されたことや消費税の引き上げをにらんだ駆け込み需要もあって一旦復調したが、平成9年度以降は2万戸台に落ち込んでおり、さらにH21年は、1.5万戸下回った。

図 住宅着工戸数の推移

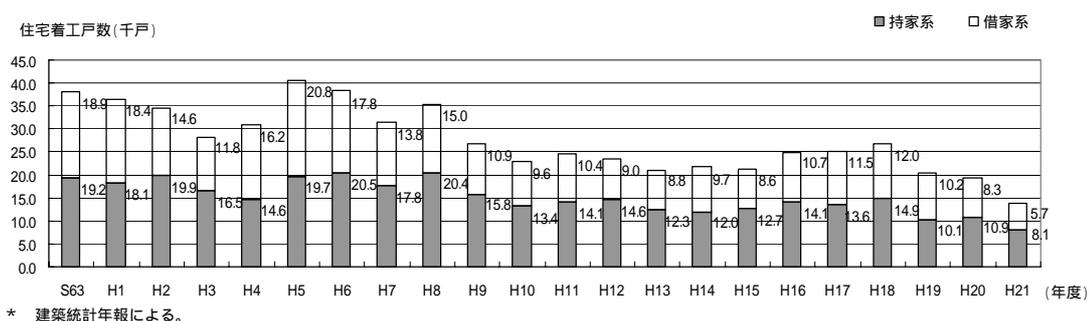
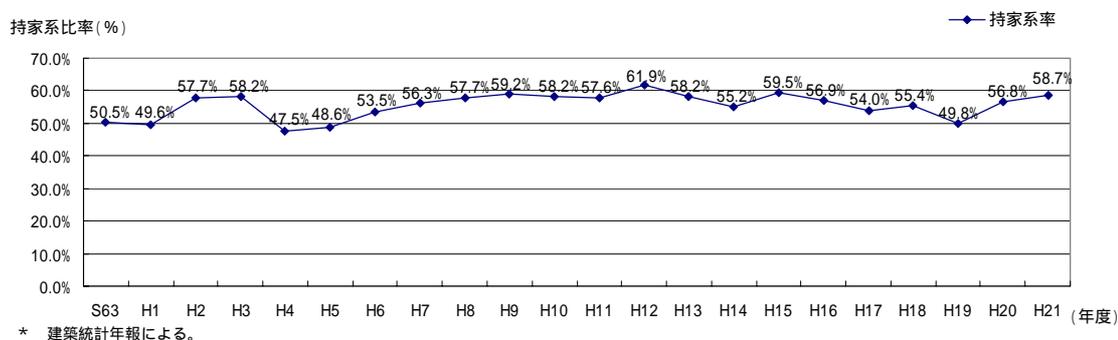


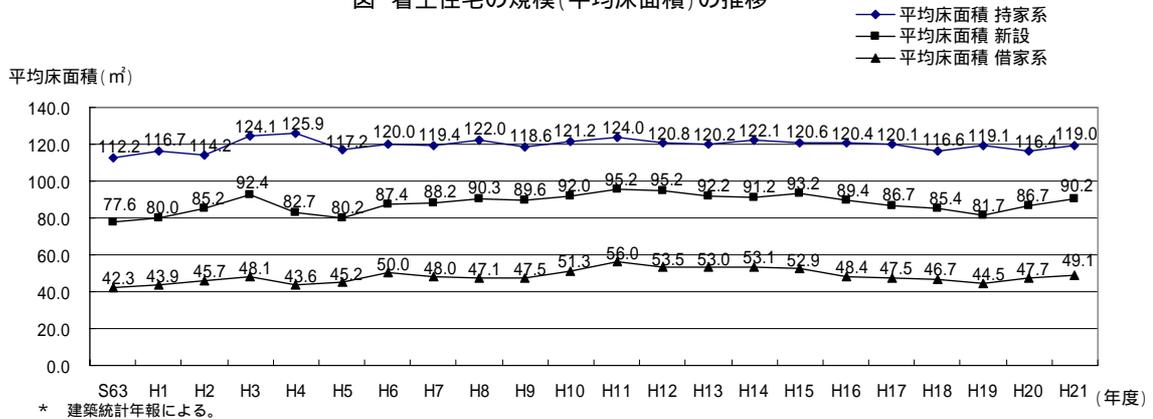
図 持家系比率の推移



イ 新設住宅の規模の推移

着工住宅の規模は、平成5年以降、持家を中心として拡大してきたが、平成11年度をピークにやや縮小傾向にある。特に借家については、依然狭小な床面積で推移している。

図 着工住宅の規模(平均床面積)の推移

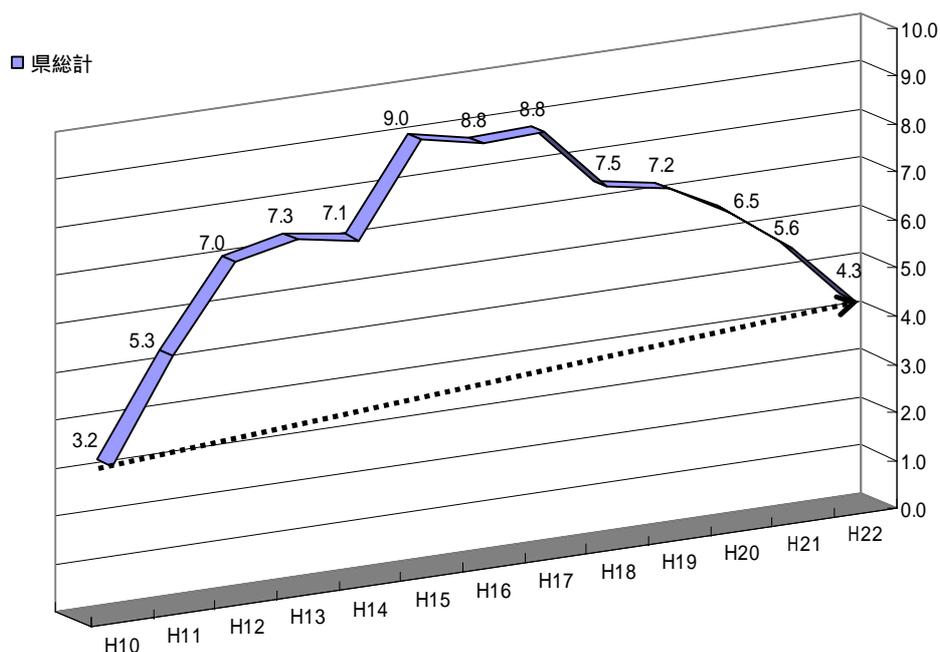


(7) 県営住宅募集倍率の推移

平成10年度以降の募集倍率の推移を見ると、世帯収入400万円未満の世帯が県全体の52%となる等、近年の低所得者の急増に伴い、募集倍率は急激に増加しており、県営住宅需要が高まっていることを示している。

平成21年4月に改正公営住宅法施行令が施行され、入居者の収入基準が低減されたことにより、一時的に応募倍率は低下しているが、中期的には増加傾向となることが予測される。

図 県営住宅募集倍率推移



2 住生活基本計画（広島県計画）の概要

平成 18 年 6 月に住生活基本法(平成 18 年 6 月 8 日法律第 61 号)が制定され、住生活基本計画(全国計画)が平成 18 年 9 月 19 日付けで閣議決定した。

この全国計画に即して、平成 19 年 2 月に県は、計画期間を平成 18 年度から平成 27 年度とする住生活基本計画(広島県計画)を策定した。

(1) 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標

ア 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継

住宅の品質又は性能の維持及び向上

住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の住宅の品質又は性能に関し、住宅性能水準に基づき、その維持及び向上を図り、現在及び将来の県民の住生活の基盤となる良質な住宅ストックの形成を目指す。

住宅の合理的で適正な管理等

住宅の合理的で適正な管理等を通じ、良質な住宅ストックを将来世代へ承継することを目指す。

イ 良好な居住環境の形成

安全・安心、美しさ・豊かさその他の地域における居住環境に関し、居住環境水準に基づき、その維持及び向上を図り、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、住民が誇りと愛着を持つことのできる居住環境の形成を目指す。

ウ 県民の多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

県民一人一人が、それぞれの価値観、ライフスタイルやライフステージに応じた住宅を、無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現を目指す。

特に、良質な既存住宅の資産価値が適正に評価され、その流通が円滑に行われるとともに、県民の居住ニーズと住宅ストックのミスマッチが解消される住宅市場の実現を目指す。

この結果、良質な住宅ストックの形成と相俟って、ライフスタイルや世帯人数等に応じた県民の多様な居住ニーズが適切に実現されることを目指す。その際、世帯人数に応じた住戸規模に関して参考となる水準は、誘導居住面積水準に示すとおりである。

エ 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭等の居住の安定が確保されるよう、公的賃貸住宅のみならず民間賃貸住宅も含めた住宅セーフティネットの機能向上を目指す。

この結果、これらの世帯を含む全ての世帯が、世帯人数及びその特性に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住居規模(最低居住面積水準)等を備えた住宅を確保できることを目指す。

(2) 住宅性能水準及び居住環境水準

ア 住宅性能水準

居住者ニーズ及び社会的要請に応える機能・性能を有する良好な住宅ストックを形成するための指針となるものである。その内容としては、居住室の構成等の基本的機能、耐震性・防火性等の居住性能及び環境性能等の外部性能を示している。

イ 居住環境水準

居住環境水準は、地域の実情に応じた良好な居住環境の確保のための指針となるものである。地域における居住環境の現状、課題等を把握し、整備、誘導等の方向性を示すための要素として、安全・安心、美しさ・豊かさ、持続性、日常生活を支えるサービスへのアクセスのしやすさ等の項目を示している。

ウ 居住面積水準

(ア) 誘導居住面積水準

誘導居住面積水準は、世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。

その面積（住戸専用面積・壁芯）は、住宅性能水準の基本的機能を満たすことを前提に、以下のとおりとする。

- a 一般型誘導居住面積水準
 - 単身者 55 m²
 - 2人以上の世帯 25 m² × 世帯人数 + 25 m²
- b 都市居住型誘導居住面積水準
 - 単身者 40 m²
 - 2人以上の世帯 20 m² × 世帯人数 + 15 m²

(イ) 最低居住面積水準

最低居住面積水準は、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準である。

その面積（住戸専用面積・壁芯）は、住宅性能水準の基本的機能を満たすことを前提に、以下のとおりとする。

- 単身者 25 m²
- 2人以上の世帯 10 m² × 世帯人数 + 10 m²

【誘導居住面積水準及び最低居住面積水準の共通注意事項】

注1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

注2 世帯人数（注1の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

注3 次の場合には、上記の面積によらないことができる。

単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合

適切な規模の共用の台所、浴室等があり、各個室にミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合

(3) 公営住宅の供給の目標量

県及び市町は、「常に所管する行政区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。」という考え方に立ち、国が示す公営住宅の供給の目標量の設定の考え方に基づき、計画期間内における広島県の区域内における公営住宅の供給の目標量については、次のように定めるものとする。

(単位：戸)

	平成18年度～平成22年度 (5年間)	平成18年度～平成27年度 (10年間)
公営住宅の供給の目標量	9,800	19,500

注：公営住宅供給目標量は、新規の建設及び買取りの戸数、建替えによる建替え後の戸数、既存公営住宅の空家募集の戸数等を合計した戸数とする。

3 住宅建設事業等の概要

(1) 公営住宅等の建設状況

[公営住宅]

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づき，住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することを目的として，国の補助金を受けて，建設を進めている。

[特定優良賃貸住宅]

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号）に基づき，中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため，民間の土地所有者に対し公的補助を行い，優良な賃貸住宅の拡大を図る。

[高齢者向け優良賃貸住宅]

高齢者の安定した居住を確保するため，民間の土地所有者等による賃貸住宅経営を誘導しつつ，高齢者世帯の金融資産等の活用と効率的な補助の組み合わせにより，低廉な家賃で入居できる優良な賃貸住宅の供給促進を図る。

公営住宅等の建設状況（最近 5 箇年間）

区分		年度					累計 (S23~H22)	平成23年度 実施予定
		18	19	20	21	22		
県営	公営 着工戸数(戸)	30	60 (60)	82	50	0	22,202 (230)	85
	事業費(千円)	1,145,723	1,058,984 (668,653)	248,810	961,900	0		
市町営	公営 着工戸数(戸)	50	18	79	6	134	40,204	169
	事業費(千円)	362,407	214,337	326,072	796,928	838,643		
県市町計	公営 着工戸数(戸)	80	78 (60)	161	56	134 ()	62,406 (230)	254
	事業費(千円)	1,508,130	1,273,321 (668,653)	574,882	1,758,828	838,643 ()		

- (注) 1. 県営の公営欄の()数は内数でPFI事業による買取戸数である。
 2. 県営の事業費欄の()数はPFI事業による買取金額である。
 3. 事業費は国費対象の事業費ベースである。

特定優良賃貸住宅の建設状況（最近 5 箇年間）

区分		年度					累計 (S23~H21)	平成23年度 実施予定
		18	19	20	21	22		
県営	公共団体 着工戸数	0	0	0	0	0	1	0
	民間等 戸数	0	0	0	0	0	120	0
	計 (戸)	0	0	0	0	0	121	0
	事業費(千円)	0	0	0	0	0		
市町営	公共団体 着工戸数	0 ()	20 (0)	9 (0)	10 (0)	0 (0)	861 (18)	0 (0)
	民間等 戸数	0 (138)	0 (120)	0 (30)	0 (45)	0 (15)	274 (533)	0 (26)
	計 (戸)	0 (138)	20 (120)	9 (30)	10 (45)	0 (15)	1,135 (551)	0 (26)
	事業費(千円)	175,589	413,662	248,677	76,097	78,465		
県市町計	公共団体 着工戸数	0 ()	20 (0)	9 (0)	10 (0)	0 (0)	862 (18)	0 (0)
	民間等 戸数	0 (138)	0 (120)	0 (30)	0 (45)	0 (15)	394 (533)	0 (26)
	計 (戸)	0 (138)	20 (120)	9 (30)	10 (45)	0 (15)	1,256 (551)	0 (26)
	事業費(千円)	175,589	413,662	248,677	76,097	78,465		

- (注) 1. 平成4年度までは地域特別賃貸住宅制度による建設戸数である。
 2. 事業費は国費対象の事業費ベースである。
 3. 民間等着工戸数は事業計画認定ベース
 4. ()数は高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画認定(予定)戸数(外数)である。
 5. 民間等の戸数は，県または市町が事業者者に直接補助をした戸数である。

(2) 県営住宅の建設状況

県営住宅の建設状況

(着工ベース 単位:戸)

建設年度別 市町別	S23 ~40	41~ 45	46~ 50	51~ 55	56~ 60	61~ H2	3~ 7	8~ 12	13~ 17	18~ 22	累計 (S23-H22)
広島市	2,821 (136)	1,726 (334)	4,052 (360)	1,646	502	184	140	237	238 (110)	35	11,572 (110) (830)
広島市周辺市町	138	729	199	40	458	74	122	78	60 (60)	110 (60)	2,008 (120)
小計	2,959 (136)	2,455 (334)	4,251 (360)	1,686	960	258	262	315	298 (170)	145 (60)	13,580 (230) (830)
呉市	331	393	218	156	58	154	104	122		77	1,613
竹原市	107	96	60	50	20			44	84		461
三原市	179	96	312	280	133	8	8		48		1,064
尾道市	157	211	107	256	60	70	58	24	20		963
福山市	570	749	905	314	142	144	106	135			3,065
府中市			60		5	52	20				137
三次市	16		60	40	92	47	36				291
庄原市			30	80	52	6	8				176
大竹市	36	28	60	170							294
東広島市	82		119		96	60	58				415
安芸高田市					10	10	20				40
江田島市							2				2
安芸太田町					4	11	4				19
北広島町					16	10	4				30
世羅町						8	10				18
大崎上島町							6				6
神石高原町						8	20				28
小計	1,478	1,573	1,931	1,346	688	588	464	325	152	77	8,622
合計	4,437 (136)	4,028 (334)	6,182 (360)	3,032	1,648	846	726	640	450 (170)	222 (60)	22,202 (230) (830)

(注) ()内は内数で、県営改良住宅分を表す。

〔 〕内は内数で、PFI事業による買取戸数を表す。(買取ベース)

県営住宅の建替え、住戸改善の実施状況

(単位・戸)

区分	建設年度別	S41~45	46~50	51~55	56~60	61~H2	3~7	8~12	13~17	18~22	累計 (S35~H22)
		建替	16	383	604	661	152	374	640	441 〔170〕	222 〔60〕
住戸改善	増築	()	()	()	(136) 136	()	()	()	(-) -	(-) -	(136) 136
	改築	()	()	(6) 362	() 417	(10) 498	(270) 581	(9) 537	(136) 1,262	(364) 1,741	(795) 5,398
	計	()	()	(6) 362	(136) 553	(10) 498	(270) 581	(9) 537	(136) 1,262	(364) 1,741	(931) 5,534

- (注) 1 ()内は内数で県営改良住宅分を表す。
 2 []内は内数でPFI事業による買取戸数を表す。
 3 改築の内には、昭和62年度より、高齢者のための設備の設置を含む。

(3) (独)都市再生機構の住宅建設状況

住宅難の緩和を図るため、住宅建設供給事業を行う特殊法人として日本住宅公団が昭和30年に設立され、昭和56年に住宅・都市整備公団、平成11年に都市基盤整備公団、そして平成16年には都市再生機構へ改組された。

昭和39年度から賃貸住宅の建設が開始されたが、昭和48年度から工事監督業務については住宅供給公社が受託している。また、昭和49年度から民営賃貸向特定分譲住宅の建設が開始されてきた。近年は、新規建設は無く、当時の建物は老朽化してきている。

(独)都市再生機構住宅建設状況(民営賃貸向特定分譲住宅を含む。)

(単位:戸)

区分	年度	17	18	19	20	21	累計 (S30~H21)
		分譲 賃貸	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
合計		0	0	0	0	0	5,038

(4) 住宅地区改良事業等の状況

ア 住宅地区改良事業

住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に基づき、市町の申出により国土交通大臣が指定した地区の不良住宅を除去するとともに、改良住宅を建設して居住者をこれに入居させ、地区を整備することによって健全な住宅環境をつくるものである。

県内では26(2)地区において、不良住宅除却買取戸数2,900(764)戸、改良住宅建設4,828(830)戸の実績がある。

(注)()内は県事業を表す。

イ 小規模住宅地区等改良事業

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止を目的とし平成9年度に創設された。

事業の内容としては、小規模住宅地区改良事業及び空き家再生等推進事業がある。

老朽住宅除却実施状況

年 度	18	19	20	21	22	23年度 実施予定
不良住宅又は空家住宅除却戸数(戸)	1	0	0	0	17	11

ウ 改良住宅等改善事業

改良住宅等の建替，増改築等を行い，改良住宅等の居住水準及び住環境の向上を図ることを目的としている。

事業内容としては，建替事業，改良住宅ストック総合改善事業，既設改善関連建設事業及び駐車場整備事業がある。

建替事業及び既設改善関連建設事業による更新住宅建設状況

年 度	18	19	20	21	22	23年度 実施予定
更新住宅建設戸数(戸)	0	0	0	0	0	0

エ 住宅市街地総合整備事業

既成市街地や公共施設の著しい不足等により，住環境の整備及び良質な住宅の供給が必要と認められる住宅市街地において，住環境の整備，都市機能の更新，住宅事情の改善，老朽住宅の建替えの促進等を図ることを目的としている。（平成 15 年度までの住宅市街地整備総合支援事業，密集住宅市街地整備促進事業が統合）

住宅市街地総合整備事業実施状況

年 度	18		19		20		21		22		23年度 実施予定	
施 行 地 区	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
都市再生住宅建設(戸)	15	0	0	0	70	0	0	0	0	0	0	0

各年度 左欄：密集住宅市街地整備型，右欄：拠点開発型・沿道等整備型

オ 街なみ環境整備事業

住宅が密集している等により住環境の整備改善を必要とする区域において，地区施設，住宅，生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行うことにより，ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成することを目的としている。

街なみ環境整備事業実施状況

年 度	18	19	20	21	22	23年度 実施予定
施 行 地 区	4	4	3	3	3	3

4 県営住宅の管理状況

県営住宅は、平成23年4月1日現在で県内12市3町に16,793戸あり、住宅管理業務は、入居者の募集、選考及び決定、家賃徴収、住宅の維持修繕等多岐にわたる。

入居者の募集は、6・10・2月のほか必要に応じて行っている。また、募集に当たっては、新聞や県・市町の広報誌等による広報活動を実施している。

入居者の選考及び決定については、新築及び空家住宅とも公募のうえ公開抽選により入居者を決定している。

家賃徴収については、口座振替制度の普及、滞納者の事情聴取や戸別訪問、夜間休日の督促・徴収、年3回の徴収強化月間の設定などにより、収納率の向上と長期滞納者の発生の未然防止に努めている。また、生活困窮者等の家賃負担能力の低い入居者に対しては、家賃減免制度の利用を指導するなど、きめこまかい対応を図っている。

また、督促・徴収にも応じない長期滞納者については、住宅明渡請求訴訟等の法的措置を講じているが、近年の経済状況を反映し、新たな長期滞納者の発生が後を絶たない状況である。

住宅の維持修繕については、日々の小規模な修繕等は速やかに対応するとともに、大規模修繕についても、順次計画的に行っている。

なお、複雑多様化している県営住宅の管理に対応することを目的とし、指定管理者制度を導入し、管理業務の適正化と合理化を図っている。

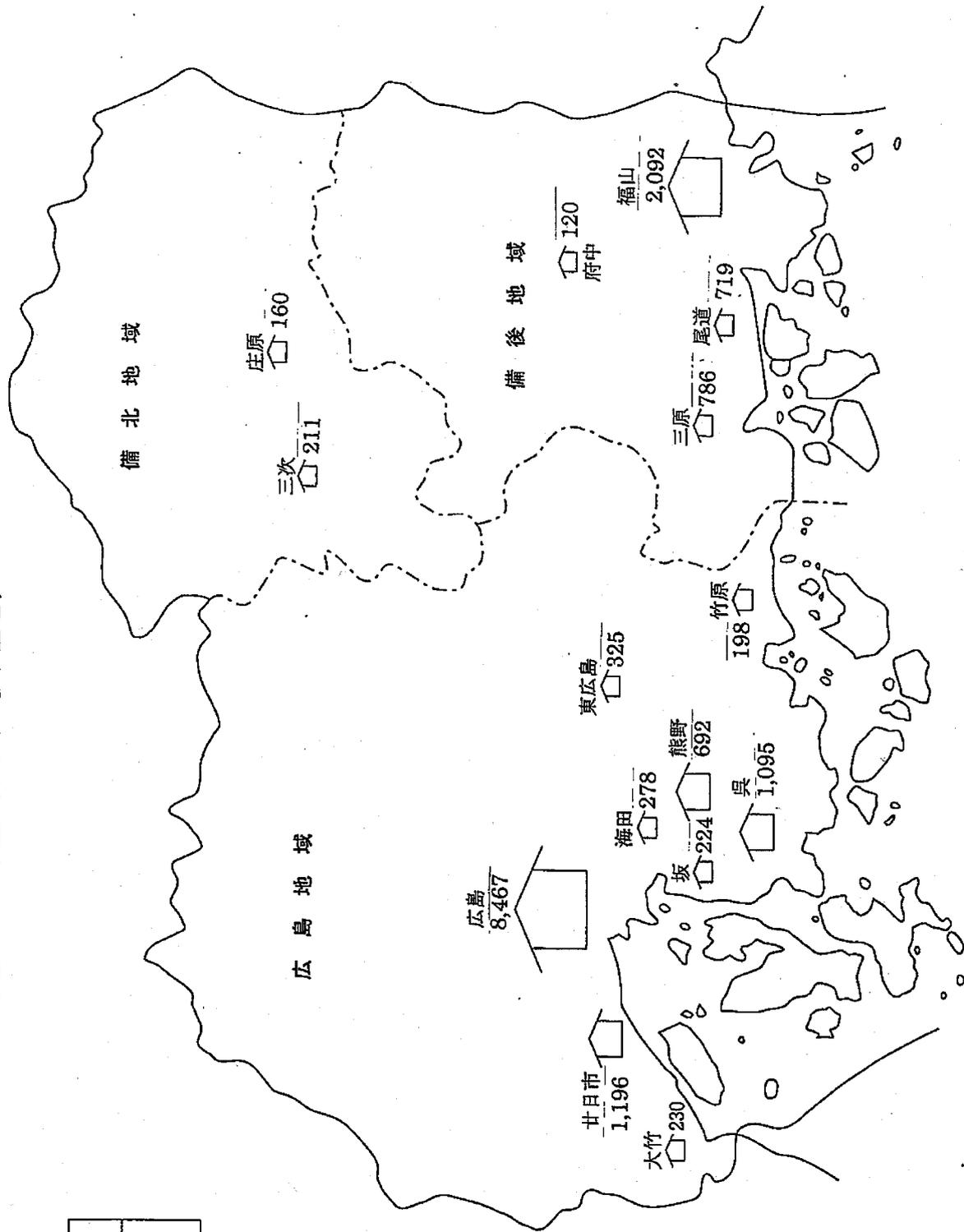
種別、構造別、所在地別県営住宅管理戸数 (H23.4.1現在, 単位: 戸)

所在地	団地数	公 営 住 宅 ・ 改 良 住 宅					特別住宅	合 計
		簡 平	簡 二	中 耐	高 層	小 計	鉄 筋	
広島市	中 区	6		660	1,236	1,896		1,896
	東 区	4		352	120	472		472
	南 区	3		305		305		305
	西 区	6		196	330	526		526
	安佐南区	10		1,460	223	1,683		1,683
	安佐北区	3		2,965	620	3,585		3,585
	小 計	32		5,938	2,529	8,467		8,467
呉 市	14		39	834	221	1,094	1	1,095
竹 原 市	4			198		198		198
三 原 市	9			786		786		786
尾 道 市	13			719		719		719
福 山 市	15			2,002	90	2,092		2,092
府 中 市	2			120		120		120
三 次 市	5			211		211		211
庄 原 市	3			160		160		160
大 竹 市	3			230		230		230
東 広 島 市	4			275	50	325		325
廿 日 市 市	3			1,196		1,196		1,196
安芸郡海田町	3			278		278		278
" 熊野町	2			548	144	692		692
" 坂 町	4			54	170	224		224
合 計	116		39	13,549	3,204	16,792	1	16,793

県営住宅管理戸数分布図（改良住宅を含む）

凡	例
---	地域
□	県営住宅

(注) H23.4.1 現在



建設事務所

西部	12,705
東部	3,717
北部	371
合計	16,793

